

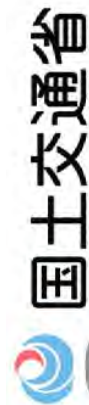
関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項 | 府省 | ページ |
|----|---|----------|-------|
| 15 | 土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等 | 国土交通省 | 1～4 |
| 24 | 漁業関連事務の簡素化等 ア. 漁業関連融資手続の見直し イ. 内水面漁業調整規則の改正時の国認可の廃止 | 農林水産省水産庁 | 5～13 |
| 33 | 都道府県による保安林の解除に係る国の同意協議の廃止 | 農林水産省林野庁 | 14～17 |
| 追2 | 地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象 範囲の違約金への拡大 | 総務省 | 18～19 |

土地利用基本計画について

国土交通省 国土政策局

平成27年10月



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 国土利用計画・土地利用基本計画につき、指針として有効との意見の一方、運用面で形骸化しているとの意見もあった。
- 土地利用基本計画策定の事前協議については、「引き続き存置」との意見が過半数で、手続としての必要性に一定の理解があったが、特に計画図については、個別法で国との協議があることもあり、「事後報告にすべき」との意見も多かった。
- 都道府県審議会については、大所高所の議論の場として有用との意見が多かった。また、一定の類型に属する事項につき会長専決や書面審理の導入等の工夫をしているとの回答があった。

1. 土地利用をめぐる課題

- 市街地における空き家、低・未利用地の増加や耕作放棄地の増加等農地・林地の管理水準低下等が課題であるとの意見が多かった

2. 土地利用総合調整の仕組み

- 県内で土地利用調整対策会議を設置しているとの意見が多かった
- 一方、仕組みはあっても活用されていない事例も

3. 国土利用計画(都道府県計画)の効果

- 県土利用に関する行政上の指針となり、一定の効果があるとの意見が多かった
- 一方、計画に実効性が伴っていないことが課題であるとの指摘もあった

4. 土地利用基本計画について

- 上位計画として土地利用調整の指針として有効、計画と異なる土地取引に対し勧告等を行うことで直接的な歯止めになる等の意見があった
- 一方、運用上、計画書は国土利用計画の要約となっているなどの意見もあった

5. 土地利用基本計画策定・変更時の国への協議(※)

- 「引き続き協議の対象とすべき」が過半数
→法令や国の方針との整合性確保のため 等
- 特に計画図については、「事後報告とすべき」との意見もあった
→別途個別法の協議において、国の関係機関との協議が求められるものもあるため 等

6. 都道府県審議会の運営について

- 様々な観点から大所高所の議論をする場として有用との意見が多かった
- また、計画図の変更につき、一定の類型に属する事項は会長専決とする、修正意見の再審議は書面で行う等の運用上の工夫を行っているとの回答があった

(※)アンケートの設問において、協議の意義として、協議の趣旨(個別規制法との一体性確保、広域的・全国的な観点からの調整)を説明した上で必要性を質問。
(注)当該アンケートは、2015年9月に各都道府県土地利用基本計画担当者宛に送付。10月8日までに提出された37の回答を整理。掲載意見は代表的なものを例示。また、アンケート発出時の事務連絡にて、必要に応じて地方分権担当部局との調整をするよう依頼。

第5次国土利用計画(全国計画)について (平成27年8月14日閣議決定)

1. 国土利用をめぐる基本的条件の変化

1. 本格的な人口減少社会における国土の適切な管理のあり方を構築
人口減少下においては、都市的土地需要のみならず、全体として土地需要が減少し、国土の利用と管理が縮小するおそれ

2. 持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用
自然環境の悪化により、生態系のもつ食料・水の供給などの生態系サービスを維持できないおそれ

3. 巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換
東日本大震災等の経験から居住地や公共施設の立地等、国土利用面の安全の重要性を認識

2. 国土利用の基本方針

「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す。

適切な国土管理を実現する国土利用

- 都市的土地利用
 - ・都市のコンパクト化に向けた居住、都市機能等の中心部や生活拠点等への誘導 等
- 農林業の土地利用
 - ・農業の担い手への農地の集積・集約、荒廃農地の発生抑制
 - ・国土保全等に重要な役割を果たす森林の整備・保全
- 健全な水循環の維持又は回復 等

自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

- 自然環境の保全・再生・活用
 - ・優れた自然条件を有している地域等を核とした生態系ネットワークの形成
 - ・自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラ等の取組の推進による地域の魅力等の向上
- 地域の個性ある景観の保全・再生・創出 等

安全・安心を実現する国土利用

- 安全を優先的に考慮する国土利用
 - ・地域の実情等を踏まえ災害リスクの高い地域の土地利用を段階的に制限
- 国土の安全性の総合的な向上
 - ・経済社会上重要な諸機能の適正な配置やバックアップの推進。交通・エネルギー・ライフライン等の多量性・代替性 等

今後、人口減少、高齢化、財政制約等が進行する中で、このような取組を進めるには、**複合的な施策の推進**

- ・自然環境の再生と防災・減災を共に促進させる取組など複合的な効果をもたらす施策を積極的に推進
- ・国土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても国土の適切な管理を行う

○国土の選択的な利用

適切な管理を続けることが困難な中山間地域の荒廃農地などについては、**管理コストを低減させる工夫**とともに、**森林等新たな生産の場としての活用**や**過去に損なわれた自然環境を再生**するなど**新たな用途を見出す**ことで**国土を荒廃させず、むしろ国民にとってプラスに働くよう最適な国土利用**を選択



1 遊水地として治水機能を確保すると共に、水質改善や生態系保全にも寄与(渡良瀬遊水地)

3. 国土の利用区分ごとの規模の目標

| | 平成24年 (万ha) | 平成37年 (万ha) | 構成比(%) 24年 | 37年 |
|-------------------------|----------------|----------------|---------------|--------------|
| 農地 | 455 | 440 | 12.0 | 11.6 |
| 森林 | 2,506 | 2,510 | 66.3 | 66.4 |
| 原野等 | 34 | 34 | 0.9 | 0.9 |
| 水面・河川・水路 | 134 | 135 | 3.5 | 3.6 |
| 道路 | 137 | 142 | 3.6 | 3.8 |
| 宅地 | 190 | 190 | 5.0 | 5.0 |
| 住宅地 | 116 | 116 | 3.1 | 3.1 |
| 工業用地 | 15 | 15 | 0.4 | 0.4 |
| その他の宅地 | 59 | 59 | 1.6 | 1.6 |
| その他 | 324 | 329 | 8.6 | 8.7 |
| 合計 | 3,780 | 3,780 | 100.0 | 100.0 |
| (参考) 人口集中地区 (市街地) | 127 | 121 | - | - |

4. 必要な措置の概要

- 土地利用基本計画を活用し、市町村の意向を十分踏まえた都道府県の土地利用の総合調整の積極的推進
- 所有者の所在の把握が難しい土地の増加の防止や円滑な利活用に向けた現場の対応を支援するための方策の検討
- 都市の低・未利用地や空き家等の有効活用を通じて、自然的土地利用等からの転換を抑制
- 災害リスクの高い地域の把握・公表や法に基づいた規制区域の指定の促進
- 地籍調査の計画的な実施。特に、南海トラフ地震等の想定地域や山村部での重点的な実施
- 各種指標等を活用し、計画推進上の課題を把握。計画が目的を達するよう効果的な施策を講じる

第9条 土地利用基本計画 (都道府県に策定義務(自治事務))

都道府県レベルの土地利用の調整と大枠の方向付け

(1) 計画図(第2項・第4項～8項)

- ・都市地域
- ・農業地域
- ・森林地域
- ・自然公園地域
- ・自然保全地域

(2) 計画書(第3項)

土地利用の調整等に関する事項

都道府県は、土地利用基本計画の策定・変更の場合は、国土交通大臣への協議が必要(第10項)
※国土交通大臣は、上記協議を受けた場合、関係行政機関の長への協議が必要(第12項)

協議の趣旨

- ・土地利用基本計画と五地域の個別規制法の一体性確保
- ・その他の広域的・全国的観点からの調整

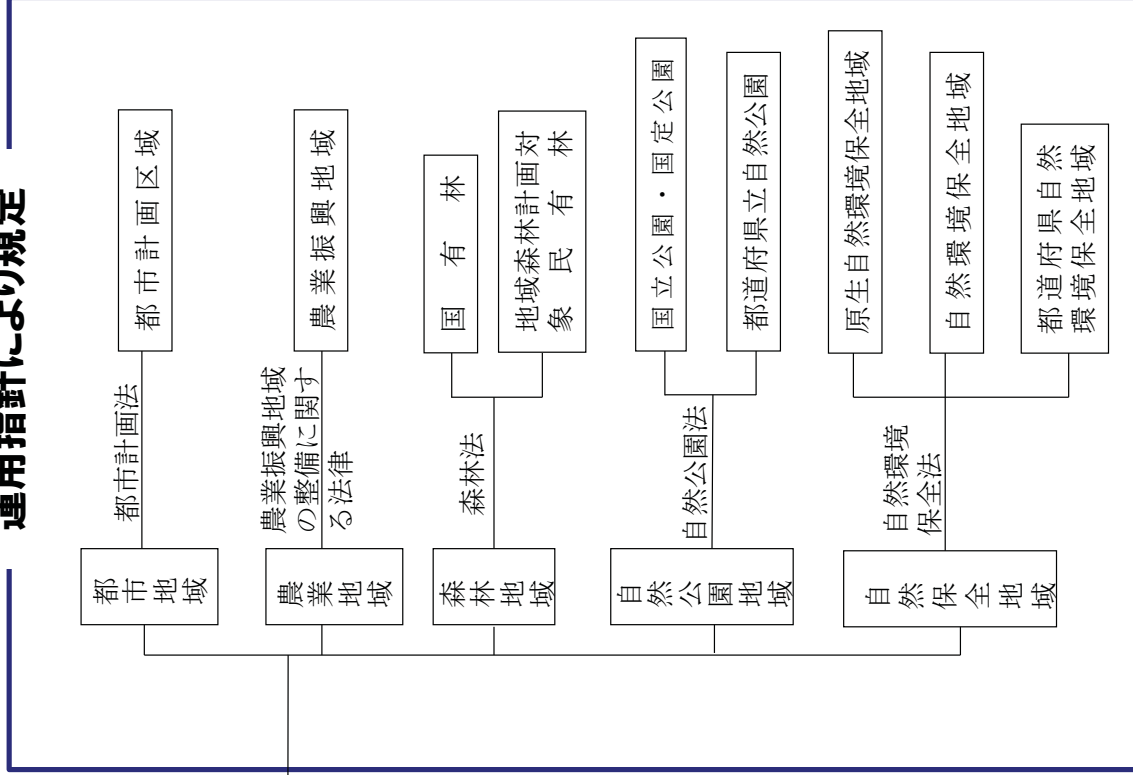
第10条

土地利用基本計画に即して適正かつ合理的な土地利用が図られるよう、関係行政機関の長及び関係地方公共団体は、…土地利用の規制に関する措置その他の措置を講ずるものとする。

第12条以降

土地取引の規制の基準
・許可基準
・勧告基準

運用指針により規定



漁業近代化資金の法定上限超過に係る大臣承認手続の見直しについて

- 前回のヒアリングにおける御指摘や要望元からの新たな御提案を受け、漁業近代化資金の法定上限超過に係る大臣承認手続の見直しを検討。
- 具体的には、現行の大臣承認の仕組みを、あらかじめ法定上限の超過が認められる基準を示し、都道府県が当該基準に基づき判断する仕組みに変更することを検討。（要法改正）

漁業近代化資金の法定上限の趣旨

- ・ 利用者間の公平性を担保
- ・ 過剰投資による貸し倒れリスクの増加を防ぐ など

何らの基準もなく法定上限超過を認めることは
法定上限の趣旨を没却するおそれ

例外措置

現行：大臣承認

法定上限超過が認められるかどうかを以下の考え方に
基づき農林水産大臣が判断

【承認の考え方】(ガイドラインより)

対象となる施設が漁業者等の協業化の推進等その経営の高度
の構造改善に極めて緊要であり、かつ、経営規模からみても妥
当なものであって、その資本装備の高度化及び生産性の向上
に資する程度が著しく高く、さらに資金の必要性がやむを得ず
次に掲げる額を上回るものについては、農林水産大臣が承認
したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

見直し後：法定上限超過基準

法定上限超過が認められる基準を農林水産大臣
があらかじめ示し、これに基づき利子補給契約時に
都道府県が判断

【基準の内容】

- ・ 現行の承認の考え方を分かりやすく整理
(詳細は下記のとおり)

新たに策定する法定上限超過基準のイメージ(※)

- ① 貸付金の合計額が、借入者の経営規模からみて妥当であること
- ② 貸付けが漁業者等の資本装備の高度化・漁業経営の近代化に特に資するものであること
(例：漁船の場合)
 - ・ 冷凍設備等高度の装備を有する漁船の取得等
 - ・ 経営隻数の増加、効率的な漁業方法の実現その他の漁業経営の改善に特に寄与する漁船の取得等
 - ・ 漁業近代化資金により取得等をした漁船又は施設の効用を著しく高めるための漁船の取得等

※ 各地域の漁業の実態を踏まえた判断が可能なものとなるよう、全国の都道府県と調整の上策定。